

第233期末（平成20年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	54,193	預当座預	2,020,382
現金	38,522	当座預	76,254
預け	15,671	普通預	912,601
預金	55,000	貯蓄預	59,827
一入ル口一	0	通定期預	4,040
買入品金有	250	その他預	881,664
商物品	246	譲渡性の預	85,996
商品の地方	4	二一ルマ	61,564
金銭の信託	14,467	債借取引受	77,798
有価証券	791,874	借入担保	1,036
国債	326,841	借入金	7,376
地方債	86,365	外 国 為 替	7,376
株式	205,739	外 国 為 替	65
その他	44,963	未払外 国 為 替	64
の 出 証	127,963	新株予約権付社	15,000
引形手貸	1,358,999	未払の他負	8,306
手形	15,121	未払の法人税	1,462
証当	76,144	未前金の融	2,922
外 国 為 替	1,040,225	未前金の融	1,393
外 国 為 替	227,507	未前金の融	1,224
外 国 為 替	1,287	未前金の融	1,302
外 国 為 替	1,006	未前金の融	18
外 国 為 替	231	未前金の融	9,989
外 国 為 替	49	未前金の融	3,526
外 国 為 替	10,133	未前金の融	209
外 国 為 替	0	未前金の融	8,681
外 国 為 替	25	未前金の融	11,079
外 国 為 替	3,248	未前金の融	2,225,034
外 国 為 替	263	未前金の融	
外 国 為 替	6,595	未前金の融	
外 国 為 替	44,250	未前金の融	
外 国 為 替	10,614	未前金の融	
外 国 為 替	29,281	未前金の融	
外 国 為 替	0	未前金の融	
外 国 為 替	4,354	未前金の融	
外 国 為 替	5,030	未前金の融	
外 国 為 替	1,186	未前金の融	
外 国 為 替	3,844	未前金の融	
外 国 為 替	26,694	未前金の融	
外 国 為 替	11,079	未前金の融	
外 国 為 替	32,151	未前金の融	
外 国 為 替	523	未前金の融	
資産の部合計	2,340,586	負債及び純資産の部合計	2,340,586

第233期 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		64,506
資金運用収益	43,811	
貸出証券利息	32,441	
有価証券の利息	11,134	
口金	194	
その他引替	0	
受取金の受等	39	
手数料	7,103	
業務収入	2,849	
業務収入	4,253	
業務収入	2,318	
外国為替証券	17	
商品有価証券	10	
債権等	2,278	
融派他	11	
の他	0	
株式	11,273	
株金の	10,118	
銭の	458	
の他	696	
経常費用	6,952	
資金調達の費用	5,277	
渡り金	379	
一ルマ	719	
券貸借取	99	
借入金	16	
の他	457	
の引替	3	
の他	3,008	
の他	536	
の他	2,471	
の債権	1,564	
の債権	882	
の債権	682	
の業他引	28,981	
の倒引	20,401	
貸出	5,284	
貸株	1,142	
株	1,154	
株	125	
株	802	
株	11,891	
経常利益		60,908
		3,597

(単位：百万円)

科 目							金 額
特 別 利 益							857
固 定 資 産 処 分 益						6	
償 却 債 権 取 立 益						851	
特 別 損 失							2,104
固 定 資 産 処 分 損						219	
減 損						92	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入						523	
時 間 外 割 増 賃 金 損						419	
過 年 度 損 益 修 正 損						850	
税 引 前 当 期 純 利 益							2,350
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税							1,824
法 人 税 等 調 整 額							191
当 期 純 利 益							718

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	14～50年
動	産	3～20年
 - (会計方針の変更)
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ77百万円減少しております。
 - (追加情報)
当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益及び税引前当期純利益は91百万円減少しております。
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,387百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

当行が取り扱っている外部保証（保険）提携ビジネスローンの代位弁済に伴い将来発生する可能性のある損失見込額3,357百万円及び信用保証協会の責任共有制度に伴う負担金に係る損失見込額169百万円、合計3,526百万円を偶発損失引当金として計上しております。

(6) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理してお

りましたが、当事業年度より「租税特別措置法上の準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用しております。これにより従来の方法に比べ経常費用は209百万円増加し、経常利益、税引前当期純利益は209百万円それぞれ減少しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1百万円(同前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 937百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,455百万円、延滞債権額は50,380百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,486百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,321百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,353百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 183,170百万円
担保資産に対応する債務
預金 9,303百万円
コールマネー 59,000百万円
債券貸借取引受入担保金 1,036百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券35,081百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は634百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、350,398百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが348,654百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,796百万円

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 35,989百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,400百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,090百万円であります。 | |
| 13. 1株当たりの純資産額 | 648円55銭 |
| 14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 15. 関係会社に対する金銭債権総額 | 7,626百万円 |
| 16. 関係会社に対する金銭債務総額 | 5,772百万円 |
| 17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金及び資本準備金の計上はありません。

18. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。
- (1) ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上はありません。
 - (2) 当事業年度に付与したストック・オプションはありません。

(3) 当事業年度より前に付与したストック・オプションの内容は次のとおりであります。

	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名、当行従業員 1,590 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,280,000 株
付与数	2,280,000 株
権利不確定による失効数	
権利確定数	2,280,000 株
前事業年度末及び当事業年度末における権利未確定残数	前事業年度末 2,280,000 株 当事業年度末 株
権利行使数	
権利不行使による失効数	
前事業年度末及び当事業年度末における権利確定後の未行使残数	前事業年度末 株 当事業年度末 2,280,000 株
付与日	平成17年11月18日
権利確定条件	なし
対象勤務期間	なし
権利行使期間	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成22年 6 月30日
権利行使価格	701円

19. 国内基準に係る単体自己資本比率 11.19%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 142百万円
 役務取引等に係る収益総額 99百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 54百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 20百万円
 役務取引等に係る費用総額 397百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 3,249百万円

2. 過年度損益修正損

当行子会社である十八総合リース(株)の不適切な会計処理が判明し、過年度の決済を修正すべき事項が生じました。

これに伴い、当行の当該子会社向け債権に対する貸倒引当金850百万円を当事業年度において過年度損益修正損として特別損失に計上しております。(当該子会社については、平成19年12月26日払込の850百万円の増資を当行が全額引受けしたことに伴い、貸倒引当金の取崩しを行い、必要と認められる投資損失引当金を計上しております。)

なお、金融商品取引法に基づく財務諸表では過年度に遡って訂正を行っております。

3. 1株当たり当期純利益金額 4円03銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 3円65銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	250	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	32,101	33,168	1,066	1,066	
地方債					
短期社債					
社債	42,876	43,177	301	435	134
その他					
合計	74,977	76,345	1,367	1,502	134

注 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	41,946	42,967	1,021	5,444	4,423
債券	539,391	539,409	17	3,105	3,088
国債	296,372	294,740	1,632	858	2,490
地方債	85,098	86,365	1,267	1,389	121
短期社債					
社債	157,920	158,302	382	857	475
その他	132,595	127,430	5,165	541	5,706
外国債券	87,696	86,096	1,599	279	1,879
その他	44,899	41,334	3,565	261	3,826
合計	713,933	709,807	4,125	9,092	13,218

注 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当期における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について61百万円、その他有価証券で時価のない株式について64百万円、その他証券について682百万円、合計で807百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、期末日における時価が30%以上下落している場合

時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

4. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	248,637	12,397	2,038

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 私募事業債	4,560
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 出資証券	886 51
その他有価証券 非上場株式 出資証券	1,110 481

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	128,538	290,566	101,674	97,162
国債	90,285	108,057	45,787	82,710
地方債	11,607	51,009	23,748	
短期社債				
社債	26,644	131,499	32,137	14,452
その他	9,246	35,110	29,202	4,596
外国債券	9,246	35,110	29,202	4,596
その他				
合計	137,785	325,676	130,876	101,759

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	14,467	487

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	19,285百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,038百万円
減価償却損金算入限度額超過額	802百万円
その他	6,240百万円
繰延税金資産小計	30,367百万円
評価性引当額	2,389百万円
繰延税金資産合計	27,978百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	94百万円
その他有価証券評価差額金	1,189百万円
繰延税金負債合計	1,283百万円
繰延税金資産の純額	26,694百万円

(重要な後発事象)

当行は平成20年4月22日開催の取締役会において平成18年5月15日に発行した第4回乃至第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について繰上償還を決議いたしました。

(1) 繰上償還する銘柄

第4回乃至第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本社債」と総称する。）

(2) 繰上償還日

平成20年5月15日

(3) 繰上償還額

繰上償還日における残存額の全額。

(4) 繰上償還金額

額面100円につき金103.9円

(5) 繰上償還事由

本社債の各社債要項第9項第(3)号の規定に基づき、繰上償還することと致しました。

(6) 平成20年4月22日現在の残存額

金150億円（第4回乃至第9回合計）

(7) 社債の減少による支払利息の年間減少見込額

該当事項はありません。

第233期末（平成20年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	54,356	預 金	2,014,672
コールローン及び買入手形	55,000	譲渡性預金	61,564
買入金銭債権	0	コールマネー及び売渡手形	77,798
商品有価証券	250	債券貸借取引受入担保金	1,036
金銭の信託	14,467	借 用 金	16,671
有 価 証 券	791,806	外 国 為 替	65
貸 出 金	1,359,370	新株予約権付社債	15,000
外 国 為 替	1,287	そ の 他 負 債	15,133
そ の 他 資 産	25,030	役員賞与引当金	23
有形固定資産	45,858	退職給付引当金	10,198
建物	10,904	偶発損失引当金	3,526
土地	30,485	睡眠預金払戻引当金	209
建設仮勘定	0	利息返還損失引当金	89
その他の有形固定資産	4,467	繰延税金負債	67
無形固定資産	5,106	再評価に係る繰延税金負債	8,681
ソフトウェア	1,253	支 払 承 諾	11,714
その他の無形固定資産	3,853	負債の部合計	2,236,452
繰延税金資産	27,450	（純資産の部）	
支払承諾見返	11,714	資 本 金	24,404
貸倒引当金	37,138	資本剰余金	20,307
資産の部合計	2,354,561	利益剰余金	65,311
		自己株式	1,376
		株主資本合計	108,646
		その他有価証券評価差額金	2,456
		繰延ヘッジ損益	554
		土地再評価差額金	10,887
		評価・換算差額等合計	7,877
		少数株主持分	1,585
		純資産の部合計	118,109
		負債及び純資産の部合計	2,354,561

第233期 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		73,919
資金運用収益	44,178	
貸出金利息	32,801	
有価証券利息配当金	11,141	
コールローン利息及び買入手形利息	194	
預け金利息	0	
その他の受入利息	39	
役務取引等収益	7,754	
その他の業務収益	10,764	
その他の経常収益	11,221	
経常費用		70,490
資金調達費用	7,097	
預金利息	5,256	
譲渡性預金利息	379	
コールマネー利息及び売渡手形利息	719	
債券貸借取引支払利息	99	
借入金利息	182	
その他の支払利息	460	
役務取引等費用	2,610	
その他の業務費用	1,564	
営業経費	37,173	
その他の経常費用	22,044	
貸倒引当金繰入額	6,866	
その他の経常費用	15,177	
経常利益		3,428
特別利益		859
固定資産処分利益	6	
償却資産権取立益	852	
特別損失		1,231
固定資産処分損失	220	
減損損失	143	
過年度損益修正損金	448	
時間外割増賃金	419	
税金等調整前当期純利益		3,056
法人税、住民税及び事業税		1,953
法人税等調整額		690
少数株主損失		357
当期純利益		769

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7 社
会社名

- ・ 十八総合リース(株)
- ・ 十八ビジネスサービス(株)
- ・ 長崎保証サービス(株)
- ・ (株)十八カード
- ・ 十八キャピタル(株)
- ・ 十八ソフトウェア(株)
- ・ (株)長崎経済研究所

非連結の子会社及び子法人等 2 社
会社名

- ・ KTC投資事業有限責任組合
- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎 1 号

上記 2 社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2 社
会社名

- ・ KTC投資事業有限責任組合
- ・ 十八キャピタル投資事業有限責任組合長崎 1 号

上記 2 社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて 3 月末日であります。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

【連結注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	14～50年
動 産	3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法を採用しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ77百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益及び税金等調整前当期純利益は93百万円減少しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,387百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

当行が取り扱っている外部保証（保険）提携ビジネスローンの代位弁済に伴い将来発生する可能性のある損失見込額3,357百万円及び信用保証協会の責任共有制度に伴う負担金に係る損失見込額169百万円、合計3,526百万円を偶発損失引当金として計上しております。

(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より「租税特別措置法上の準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を適用しております。これにより、従来の方法に比べ経常費用は209百万円増加し、経常利益、税金等調整前当期純利益は209百万円それぞれ減少しております。

(10)利益返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(11)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(12)リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1百万円(同前)であります。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

(14)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、
税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資総額(連結子会社及び連結子法人等の出資を除く) 53百万円
2. 貸出金及びその他資産(以下、貸出金等という。)のうち、破綻先債権額は6,085百万円、延滞債権額は52,635百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。
3. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は15,486百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,206百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,353百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 183,170百万円
担保資産に対応する債務
預金 9,303百万円
コールマネー 59,000百万円
債券貸借取引受入担保金 1,036百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券35,081百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は634百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、384,307百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが382,564百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行及び一部子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

16,846百万円

- | | |
|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 36,652百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,400百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,090百万円であります。 | |
| 13. 1株当たりの純資産額 | 654円01銭 |
| 14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。 | |

退職給付債務	22,089百万円
年金資産（時価）	9,277
未積立退職給付債務	12,811
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	2,684
未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
連結貸借対照表計上額の純額	10,127
前払年金費用	71
退職給付引当金	10,198

16. ストック・オプション等に関する事項は次のとおりであります。
- (1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上はありません。
 - (2) 当連結会計年度に付与したストック・オプションはありません。
 - (3) 当連結会計年度より前に付与したストック・オプションの内容は次のとおりであります。

	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名、当行従業員 1,590 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,280,000 株
付与数	2,280,000 株
権利不確定による失効数	-
権利確定数	2,280,000 株
前連結会計年度末及び当連結会計年度末における権利未確定残数	前連結会計年度末 2,280,000 株 当連結会計年度末 - 株
権利行使数	-
権利不行使による失効数	-
前連結会計年度末及び当連結会計年度末における権利確定後の未行使残数	前連結会計年度末 - 株 当連結会計年度末 2,280,000 株
付与日	平成17年11月18日
権利確定条件	なし
対象勤務期間	なし
権利行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
権利行使価格	701円

17. 国内基準に係る連結自己資本比率 11.10%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、債権売却損6,311百万円及び貸出金償却1,163百万円を含んでおります。
2. 過年度損益修正損
当行連結子会社である十八総合リース株の不適切な会計処理が判明し、過年度の決算を修正すべき事項が生じました。
これに伴い、当連結会計年度において448百万円を過年度損益修正損として特別損失に計上するとともに、繰延税金資産431百万円を法人税等調整額として取崩し処理しております。
なお、金融商品取引法に基づく連結財務諸表では過年度に遡って訂正しております。
3. 1株当たり当期純利益金額 4円32銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 3円91銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	250	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	32,601	33,668	1,066	1,066	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	42,876	43,177	301	435	134
その他	-	-	-	-	-
合計	75,477	76,846	1,367	1,502	134

注 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	41,947	42,972	1,024	5,448	4,423
債券	539,391	539,409	17	3,105	3,088
国債	296,372	294,740	1,632	858	2,490
地方債	85,098	86,365	1,267	1,389	121
短期社債	-	-	-	-	-
社債	157,920	158,302	382	857	475
その他	132,595	127,430	5,165	541	5,706
外国債券	87,696	86,096	1,599	279	1,879
その他	44,899	41,334	3,565	261	3,826
合計	713,935	709,812	4,122	9,095	13,218

注 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額から繰延税金負債 1,666百万円を差し引いた額 2,455百万円のうち少数株主持分相当額 0百万円を控除した額 2,456百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、809百万円（うち、株式127百万円、その他証券682百万円）であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、連結会計年度末日における時価が30%以上下落している場合

時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	248,638	12,398	2,038

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 私募事業債	4,560
その他有価証券 非上場株式 出資証券	1,405 481

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	129,038	290,566	101,674	97,162
国債	90,785	108,057	45,787	82,710
地方債	11,607	51,009	23,748	-
短期社債	-	-	-	-
社債	26,644	131,499	32,137	14,452
その他	9,246	35,110	29,202	4,596
外国債券	9,246	35,110	29,202	4,596
その他	-	-	-	-
合計	138,285	325,676	130,876	101,759

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (平成20年 3 月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	14,467	487

(重要な後発事象)

当行は平成20年 4 月22日開催の取締役会において平成18年 5 月15日に発行した第 4 回乃至第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) について繰上償還を決議いたしました。

(1) 繰上償還する銘柄

第 4 回乃至第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付) (以下「本社債」と総称する。)

(2) 繰上償還日

平成20年 5 月15日

(3) 繰上償還額

繰上償還日における残存額の全額。

(4) 繰上償還金額

額面100円につき金103.9円

(5) 繰上償還事由

本社債の各社債要項第 9 項第(3)号の規定に基づき、繰上償還することと致しました。

(6) 平成20年 4 月22日現在の残存額

金150億円 (第 4 回乃至第 9 回合計)

(7) 社債の減少による支払利息の年間減少見込額

該当事項はありません。